

新旧対照表（原子力損害賠償補償契約に関する法律）及び保険法

<p>原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）</p>	<p>改正後</p>	<p>改正前</p>	<p>（参考） 保険法（平成二十年法律第五十六号）</p>
<p>（時効）                  第十一条 補償金の支払を受ける権利は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p> <p>（代位等）                  第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。</p> <p>一 政府が補償した金額</p> <p>二 当該求償権の金額（前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償権の金額から当該不足額を控除した金額）</p> <p>2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。</p> <p>一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた金額</p> <p>二 当該補償契約により補償する補償損失について第七条の規定により政府が補償の義務を負う金額（前号に掲げる金額が当該補償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額）</p>	<p>（時効）                  第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p> <p>（代位等）                  第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。</p>	<p>（消滅時効）                  第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わなるときは、時効によつて消滅する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（請求権代位）                  第二十五条 保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。</p> <p>一 当該保険者が行った保険給付の額</p> <p>二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）</p> <p>2 （略）</p>	

<p>保険法（平成二十年法律第五十六号）</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）</p>
<p>（請求権代位） 第二十五条 保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が債権を取得した場合において、当該損害をてん補したときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、当該債権について当然に被保険者に代位する。 一 当該保険者が行った保険給付の額 二 当該債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、当該債権の額から当該不足額を控除した残額） 2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、同項の債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。 （消滅時効） 第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。 2 （略）</p>	<p>第六百六十二条 損害力第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者力被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者力第三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス 2 保険者力被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得 第六百六十三条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス</p>

比較対照表

<p>原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）改正せず</p> <p>第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。</p> <p>3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。</p>	<p>保険法（平成二十年法律第五十六号）</p> <p>（責任保険契約についての先取特権）</p> <p>第二十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。</p> <p>2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。</p> <p>3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合</p> <p>二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合</p>
--	--